

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【会社名】	株式会社T B K
【英訳名】	TBK Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾方 馨
【本店の所在の場所】	東京都町田市南成瀬四丁目21番地 1
【電話番号】	042(739)1471
【事務連絡者氏名】	財務部長 松野 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都町田市南成瀬四丁目21番地 1
【電話番号】	042(739)1471
【事務連絡者氏名】	財務部長 松野 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2025年11月21日付の取締役会において、Brakes India Private Limited（以下、「BIPL」といいます。）との間で、同日付で資本業務提携契約（以下、「本資本業務提携契約」といいます。）の締結について決議しておりますが、本資本業務提携契約には、①BIPLは、一定期間、本資本業務提携契約に基づき発行される当社株式を第三者に対して譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わない（以下、「本譲渡制限」といいます。）旨の合意、②BIPLは、一定期間、当社の事前の書面による承諾がない限り、自ら又はその子会社等の第三者に対して指示することにより、当社の株式の買増しその他追加取得を行わず、又は、行わせない（以下、「買増しの制限」といいます。）旨の合意、③当社による株式の発行がBIPLの株式保有割合の減少を伴うものである場合に、BIPLがその株式保有割合に応じて当社株式を引き受けることができる権利（以下、「優先引受権」といいます。）を有する旨の合意（以下、①～③の合意を総称して「本合意」といいます。）が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該契約を締結した年月日

2025年11月21日

(2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称	Brakes India Private Limited
所在地	No. 21, Patullos Road, Chennai, Tamil Nadu, 600 002, India

(3) 当該合意の内容

① 本譲渡制限に係る合意

当社は、BIPLとの間で、BIPLが、本払込期日から2年間、保有継続が困難となる例外的事由が生じた場合又はBIPLの一定の関連企業への譲渡を除き、当社株式を第三者に対して譲渡、承継、担保権の設定その他の処分を行わないものとするを合意しております。なお、本書面において「本払込期日」とは、本資本業務提携契約に基づき当社がBIPLに対して第三者割当の方法で株式を発行する際の払込期日を意味します。

② 買増しの制限に係る合意

当社は、BIPLとの間で、BIPLが、本払込期日から2年間、当社の事前の書面による承諾がない限り、自ら又はその子会社等の第三者に対して指示することにより、当社の株式の買増しその他追加取得を行わず、又は、行わせないことを合意しております。

③ 優先引受権に係る合意

当社が第三者に対する株式の発行を行う場合、BIPLは、当該第三者に対する発行と同一の価格及び条件で、当該株式の発行時点におけるBIPLの株式保有割合を維持するのに必要な数の当社株式の発行を受ける権利を有するとされております。

(4) 当該合意の目的

本資本業務提携契約は、当社とBIPLとの間で当社の企業価値向上に向けた業務提携に係る諸施策（以下「本業務提携」といいます。）に係る合意を含んでおります。

当社は、本業務提携として、BIPLとの間で、次のような取組みを進めてまいります。本合意はかかる本業務提携の実行性を高めることを目的としております。

① 購買協働

当社はBIPLと協働し、競争力を持つサプライヤーの発掘に努めます。

② 製造協働

当社が完成品、半完成品、部品のBIPLへの製造委託を行い、BIPLは、自社又は関係会社での当社製品の製造活動をサポートします。

③ 技術ライセンス供与

当社はBIPLに対し、製品の図面、実験情報等を共有し、BIPLは製造活動を行います。

④ 製品の相互販売

両社は、相互に自社の製品をそれぞれが持つマーケットで販売することで、製品群の多角化を図ります。

⑤ 開発協働

製品開発における解析、検証等において支援を要する分野を相互に特定し、必要な設計、検証等の支援を相手方に対して行い開発工程の加速化を図ります。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社グループは「お客様に喜んでいただく商品をつくり、社会に貢献する。」を経営の基本理念として掲げ、主に小型から大型のトラックやバス等向けの自動車部品の開発、生産、販売を行っております。100年に一度の変革期といわれる時代において、当社はお客様に対する「安全で、信頼性の高い製品」の提供を基本とし、持続的な成長を通じて、広く社会に役立つ企業を目指しています。

2022年にスタートした前15次中期経営計画においては、「VISION 2030」を定め、2030年に当社が目指す姿として「時代の変化に合った価値をスピーディーに創造する企業」を目標に活動しています。今年度からは第16次中期経営計画を策定し、当社が持つ「コア技術・コア製品の強化」を通じて収益力の強化を図るとともに、鑄物事業の最適化と強化等の「事業基盤の変革」や、「新領域への挑戦」として、電動化や自動化に対応する製品を提供するシステムサプライヤーへの変貌を遂げるべく、当社が定めた開発製品ロードマップに基づき、電動化に向けた次世代開発の取り組みを進め、更には、自動化製品等未開拓分野への挑戦等により、VISION 2030の実現に向けた対応の加速化を図っています。

一方で、脱炭素化の流れの中で今後成長が見込まれる電動化や、深刻化するドライバー不足や輸送効率の向上を目的とした自動化等の次世代技術開発においては、国内外の新興企業の登場などにより、競争の激化が見込まれています。こうした状況のなかで、優位性のある製品を開発し、お客様に満足いただける製品の提供が不可欠となりますが、その為には、当社は当社単独で進めるのではなく、「グローバルアライアンスの強化」により、技術力を相互に補完し、スピーディーな開発が可能となるパートナーとの協働が得策と判断しております。

このような状況のなかで、当社も様々な可能性を検討するなかで、当社の技術提携契約先のインド上場会社を通じて、2024年4月ごろBIPLより当社に対してコンタクトがあり、以後様々な分野での協業可能性を視野に入れ、協業に関する協議・検討を進めてまいりました。BIPLとの度重なる面談、協議を通じて、最終的に両社はシナジー効果が見込まれると判断し、今回BIPLとの間で、本資本業務提携契約を締結することを、2025年11月21日付の取締役会において決議いたしました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

当社は、本譲渡制限に係る合意、買増しの制限に係る合意及び優先引受権に係る合意が当社の企業統治に及ぼす影響は軽微であると考えております。その理由は、前記「(4) 当該合意の目的」に記載のとおり、本業務提携の実効性を高めることを目的として本譲渡制限に係る合意、買増しの制限に係る合意及び優先引受権に係る合意がなされているためです。